

# 警 備 仕 様 書

## 第 1 条 警備対象

1. 所在地：別紙のとおり
2. 対象物：別紙図面、ローマ字表示の建物及び内容物全て

## 第 2 条 警備目的

この警備は対象物の火災、盗難防止をするとともに、その他の不良行為を排し、委託者の施設物品の保全をはかり、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

## 第 3 条 警備任務

1. 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
2. 事故確知時における関係先への通報、連絡。
3. 事故報告書の提出。

## 第 4 条 警備方法

下記「警備実施要領」に基づき警備装置作動対応による。

- 対象物の 1 階窓ガラス及び出入口扉等の開閉部分並びに 2 階の容易に出入りのできる開閉部分には、マグネットセンサー、ガラスセンサー、シャッターセンサー等を設置により警備を行う。
- 室内（事務室・制御室）には人感センサーを設置により警備を行う。
- 防犯エリアは、火災による異常を通報するシステムとする。

## 第 5 条 警備運営上の権限

委託者は受託者に対し警備業務遂行のため必要な警備上の権限を付与するものとする。

## 第 6 条 警備担当時間

- 開庁日：午後 5 時 15 分から翌朝午前 8 時 30 分  
閉庁日：午前 8 時 30 分から開庁日の午前 8 時 30 分

## 第 7 条 警備実施時間

1. 前条警備担当時間内において、警備対象物が無人の状態にあるとき。
2. 委託者からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、委託者からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間とする。

## 第 8 条 警備実施要領

1. 警備機構
  - (1) 警報装置  
警備対象物で発生した異常事態を受託者の事業所へ自動的に通報する機能を有する。
  - (2) 受託者の事業所  
受託者の警備実施期間中、警備受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持する。
  - (3) 機動隊  
常に受託者の事業所と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。
2. 警備開始時と終了時の取扱い
  - (1) 警備開始時における取扱い
    - (ア) 委託者における取扱い

- ① 委託者の最終退庁者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
  - ② 次に最終退庁者は、退庁口を施錠した後、外部に設置した警備スイッチをON（警戒）の状態にセットする。
    - (イ) 受託者の事業所における取扱い  
委託者の最終退庁者の警備スイッチの操作により自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。
  - (2) 警備終了時における取扱い
    - (ア) 委託者における取扱い  
委託者の最初の入庁者は、入庁前に外部に設置した警備スイッチをOFF（解除）にセットする。
    - (イ) 受託者の事業所における取扱い  
委託者の最初の入庁者の警備スイッチの操作により自動的に標示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。
3. 警備実施期間中における委託者の入庁  
原則として認めない。但し、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。
- (1) 委託者の入庁の緊急連絡は、受託者（事務所）に対し警備中断の申し入れをなし、警備スイッチを操作した後、委託者の責任において処理するものとする。
  - (2) 委託者の臨時入庁中の警備は、委託者の責任において実施する。

第9条 異常事態発生時における受託者の処理

1. 警報受信装置により委託者の警備対象物に異常事態が発生したことを確知したときは、受託者は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。
2. 警備対象物に到着した機動隊は、異常事態を確認後、事務所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。
3. あらかじめ届出のある委託者の当該緊急連絡先へ連絡する。

第10条 事故報告等の提出

警備実施時間中に事故が発生したとき、受託者は事故報告書を委託者の警備責任者に提出する。

第11条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵又はカードは委託者、受託者相互に預託（委託者から受託者へは異常発生時の立入りのため、庁舎出入口の鍵を預託、受託者から委託者へは警備セット及び解除のための鍵又はカードを預託）し、預託された鍵又はカードはそれぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

第12条 警備装置の保守点検

対象物に設置された警備装置の機構については、受託者は適宜保守点検を行うものとし、点検の都度その状況を委託者に報告するものとする。

第13条 委託者の緊急連絡者名簿の提出

1. 委託者は受託者に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
2. 緊急連絡者名に変更あるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

第14条 その他

この警備仕様書に定めのない実施上の事項については、その都度委託者、受託者協議し、文書にて取り決めるものとする。

## 別 紙

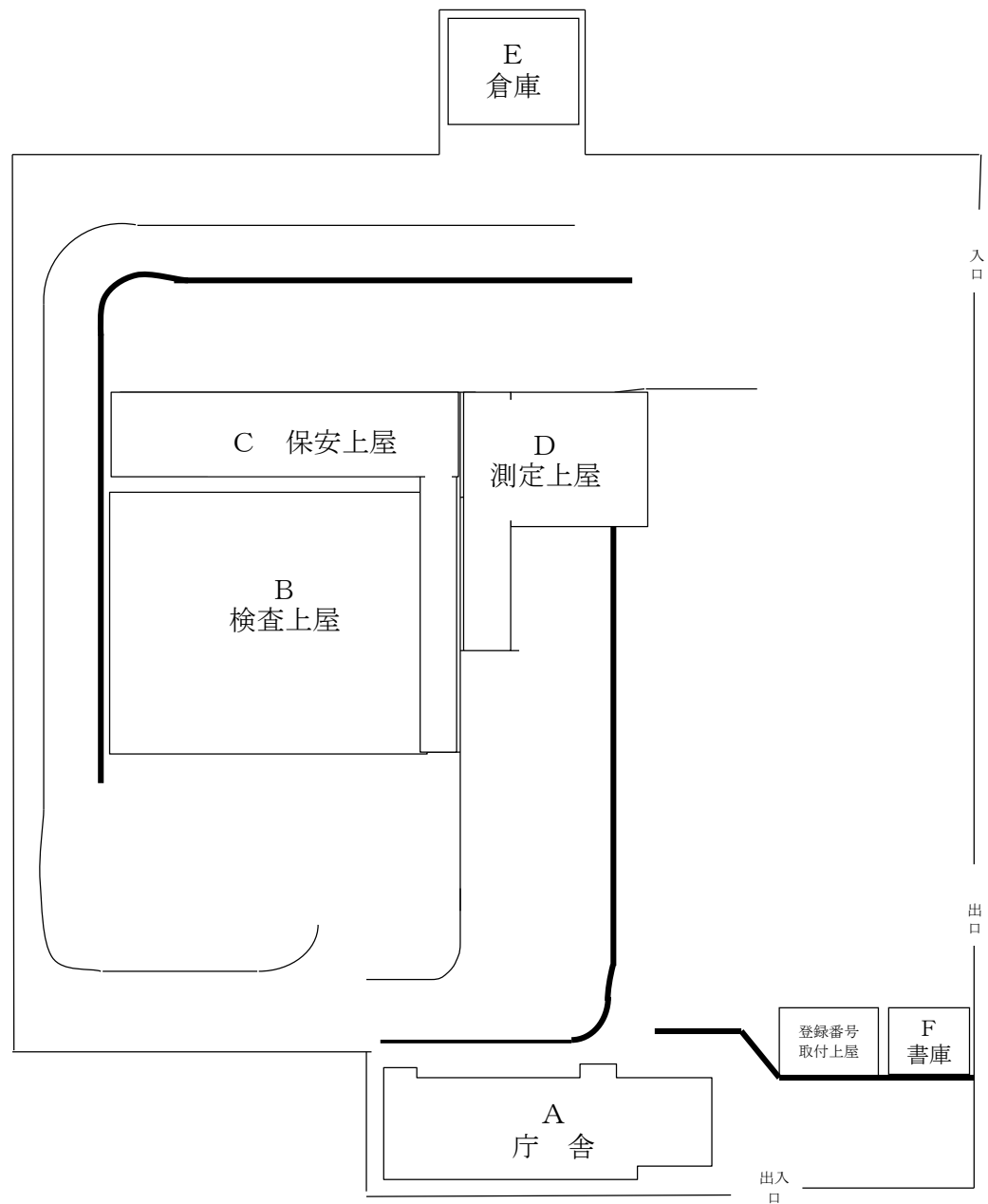
1. 愛知運輸支局 名古屋市 中川区北江町 1-1-2
2. 西三河自動車検査登録事務所 豊田市 若林西町西葉山 4-6
3. 小牧自動車検査登録事務所 小牧市 新小木 3丁目 3-2
4. 豊橋自動車検査登録事務所 豊橋市 神野新田町字京ノ割 20-3
5. 静岡運輸支局 静岡市 駿河区国吉田 2丁目 4-25
6. 沼津自動車検査登録事務所 沼津市 原字古田 2480
7. 浜松自動車検査登録事務所 浜松市 東区流通元町 11番 1号
8. 岐阜運輸支局 岐阜市 日置江 2648-1
9. 飛騨自動車検査登録事務所 高山市 新宮町 830-5
10. 三重運輸支局 津市 雲出長常町字六ノ割 1190-9
11. 四日市自動車検査場 四日市市 八田 3丁目 7番 41号
12. 福井運輸支局 福井市 西谷 1丁目 1402

# 用地及び建物配置図

## 愛知運輸支局

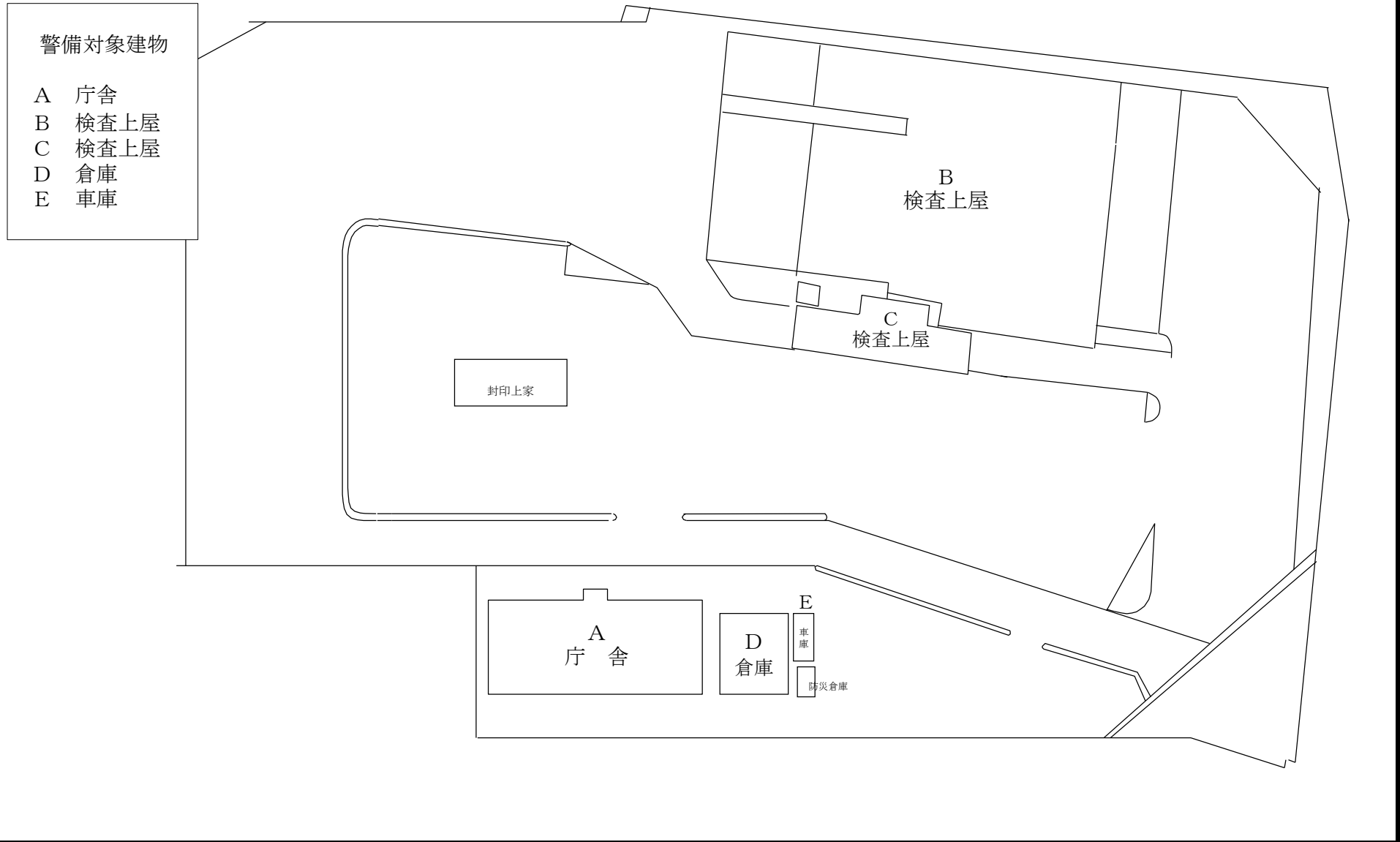
### 警備対象建物

- A 庁舎
- B 検査上屋
- C 保安上屋
- D 測定上屋
- E 倉庫
- F 書庫



# 用地及び建物配置図

## 西三河自動車検査登録事務所

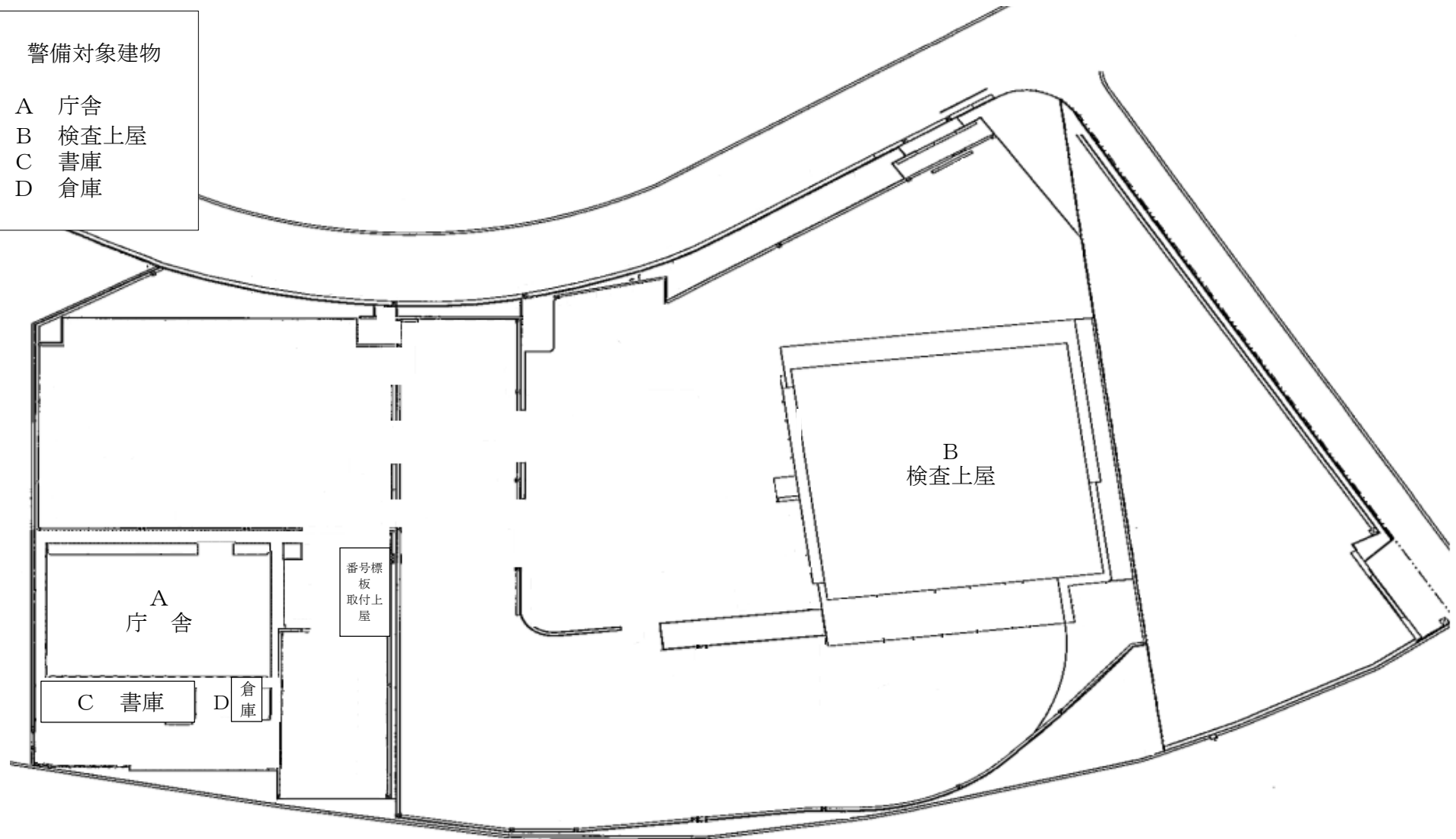


# 用地及び建物配置図

## 小牧自動車検査登録事務所

### 警備対象建物

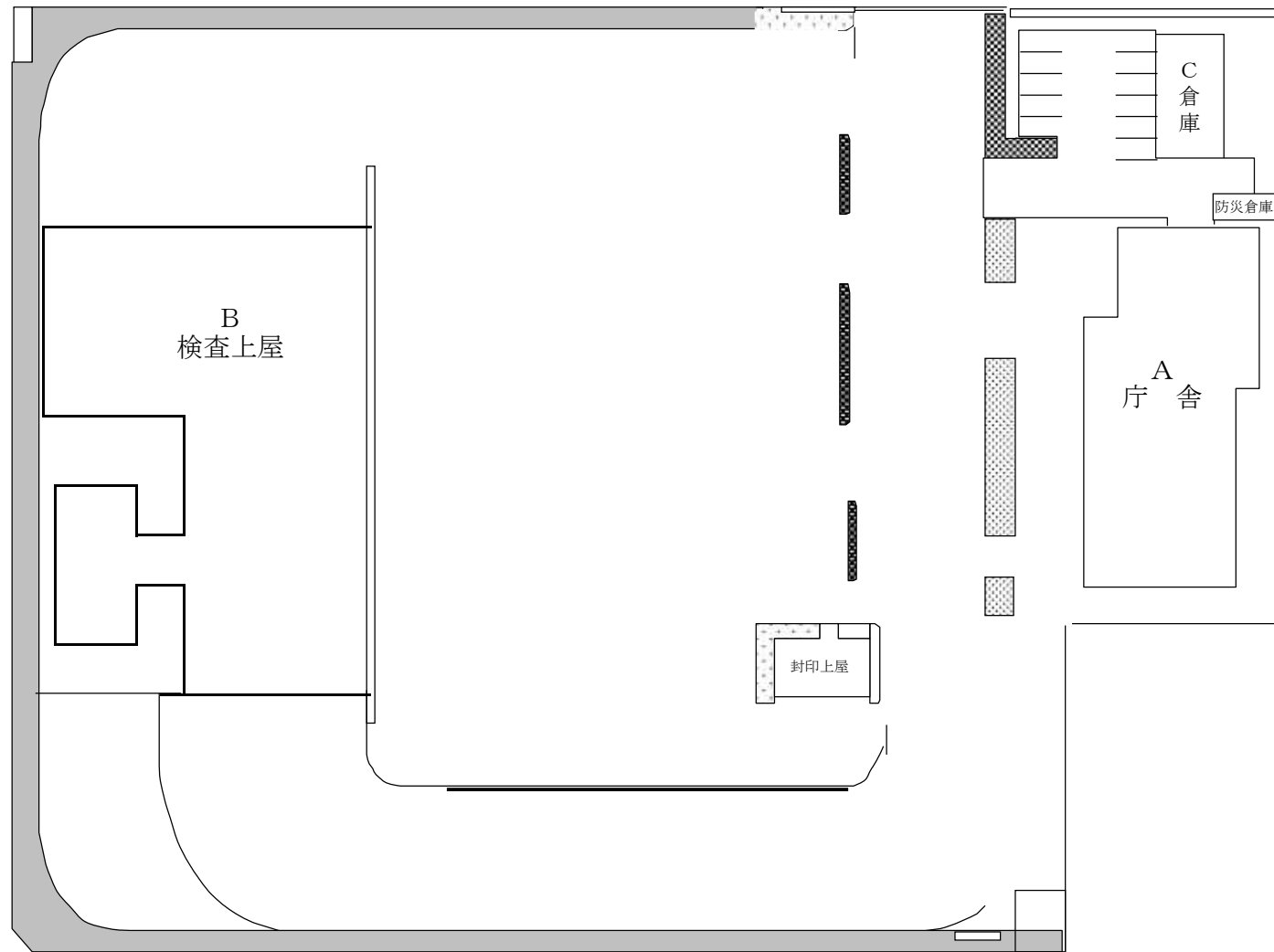
- A 庁舎
- B 検査上屋
- C 書庫
- D 倉庫



# 用地及び建物配置図

## 豊橋自動車検査登録事務所

- 警備対象建物
- A 庁舎
  - B 検査上屋
  - C 倉庫

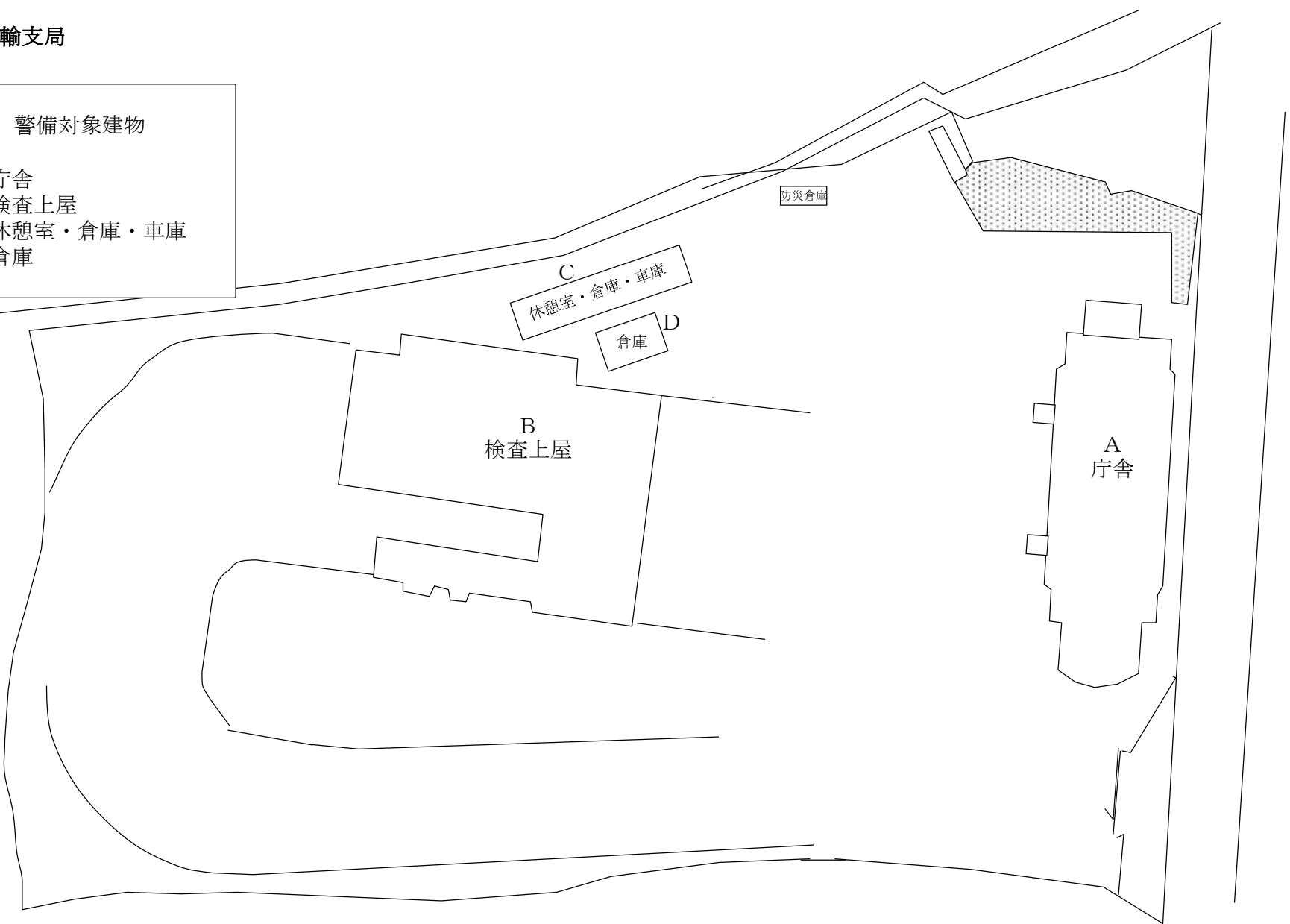


# 用地及び建物配置図

## 静岡運輸支局

### 警備対象建物

- A 庁舎
- B 検査上屋
- C 休憩室・倉庫・車庫
- D 倉庫



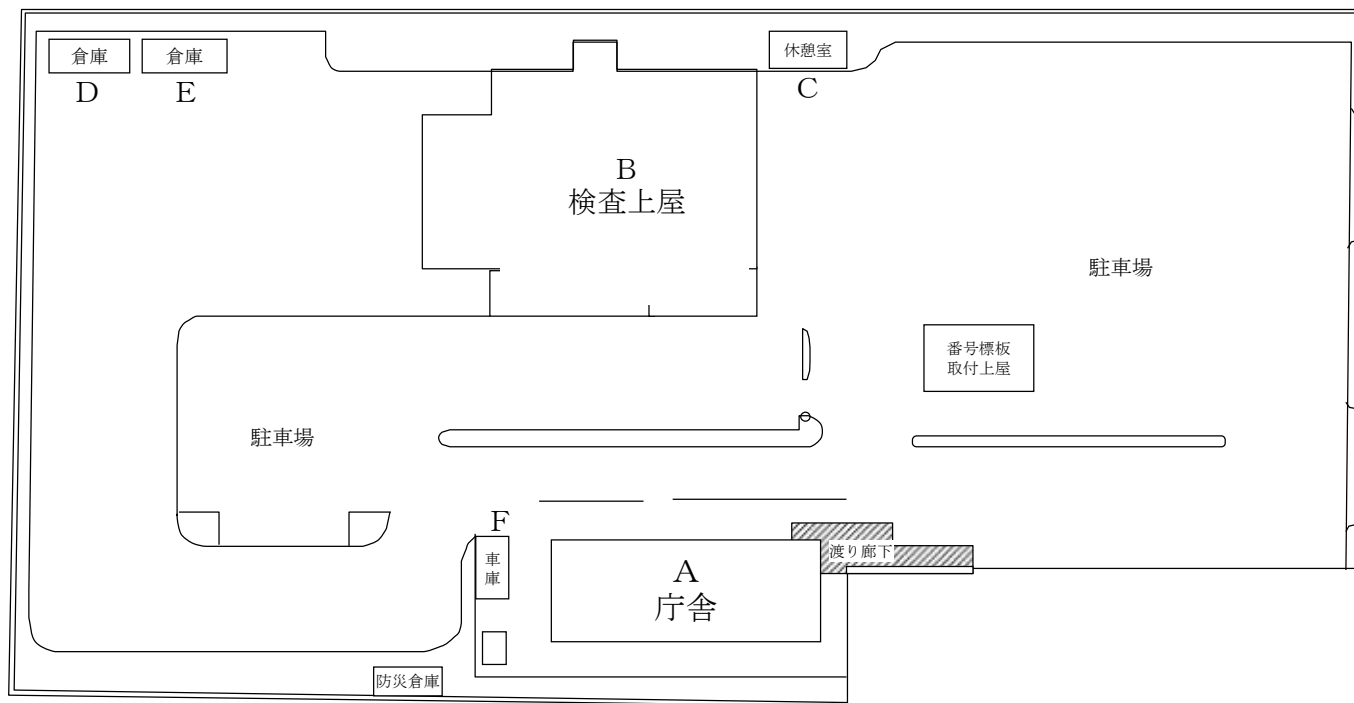


# 用地及び建物配置図

## 沼津自動車検査登録事務所

### 警備対象建物

- A 庁舎
- B 検査上屋
- C 休憩室
- D 倉庫
- E 倉庫
- F 車庫

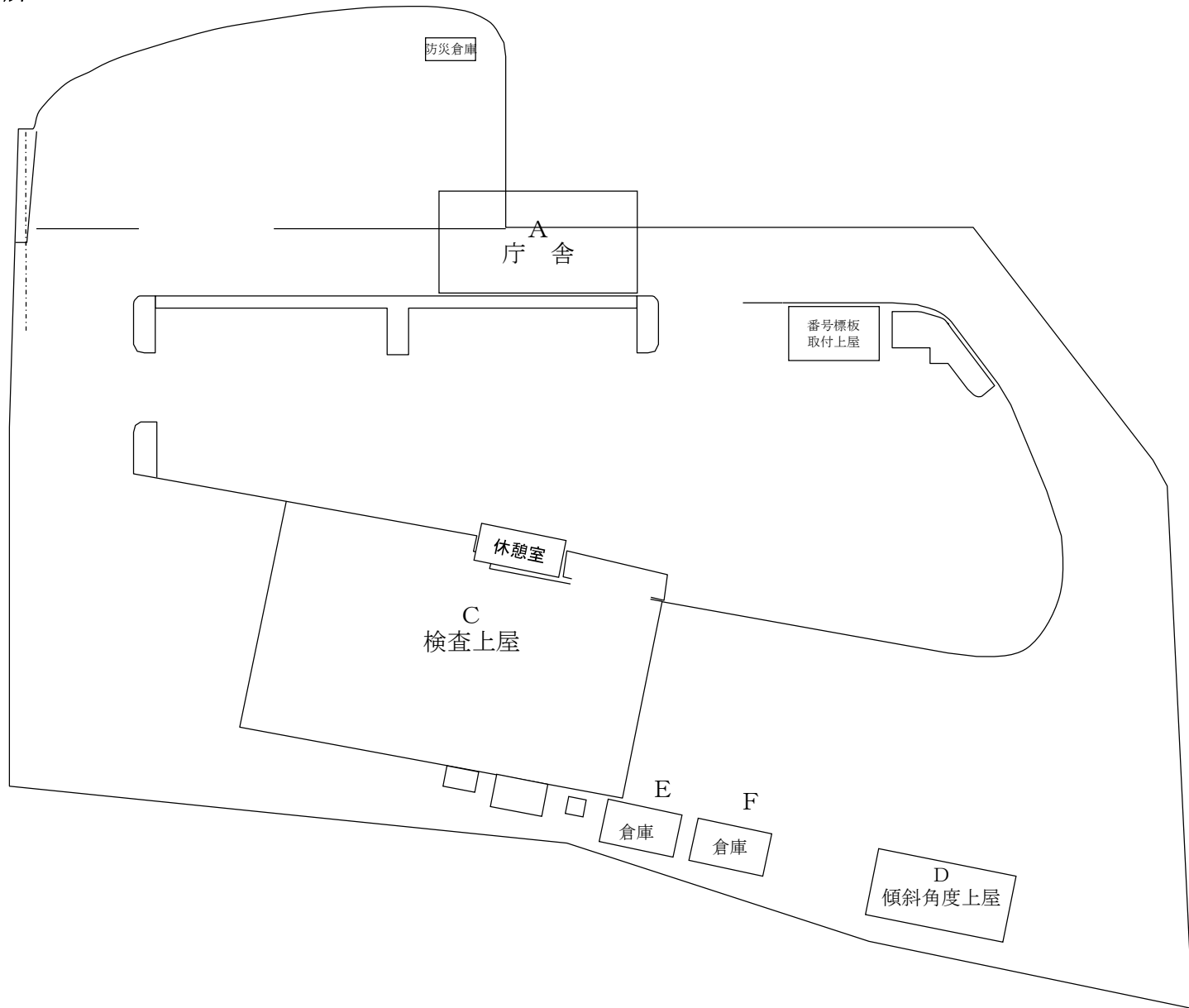


用地及び建物配置図(令和5年4～6月)

浜松自動車検査登録事務所

警備対象建物

- A 庁舎
- C 検査上屋・休憩室
- D 傾斜角度上屋
- E 倉庫
- F 倉庫

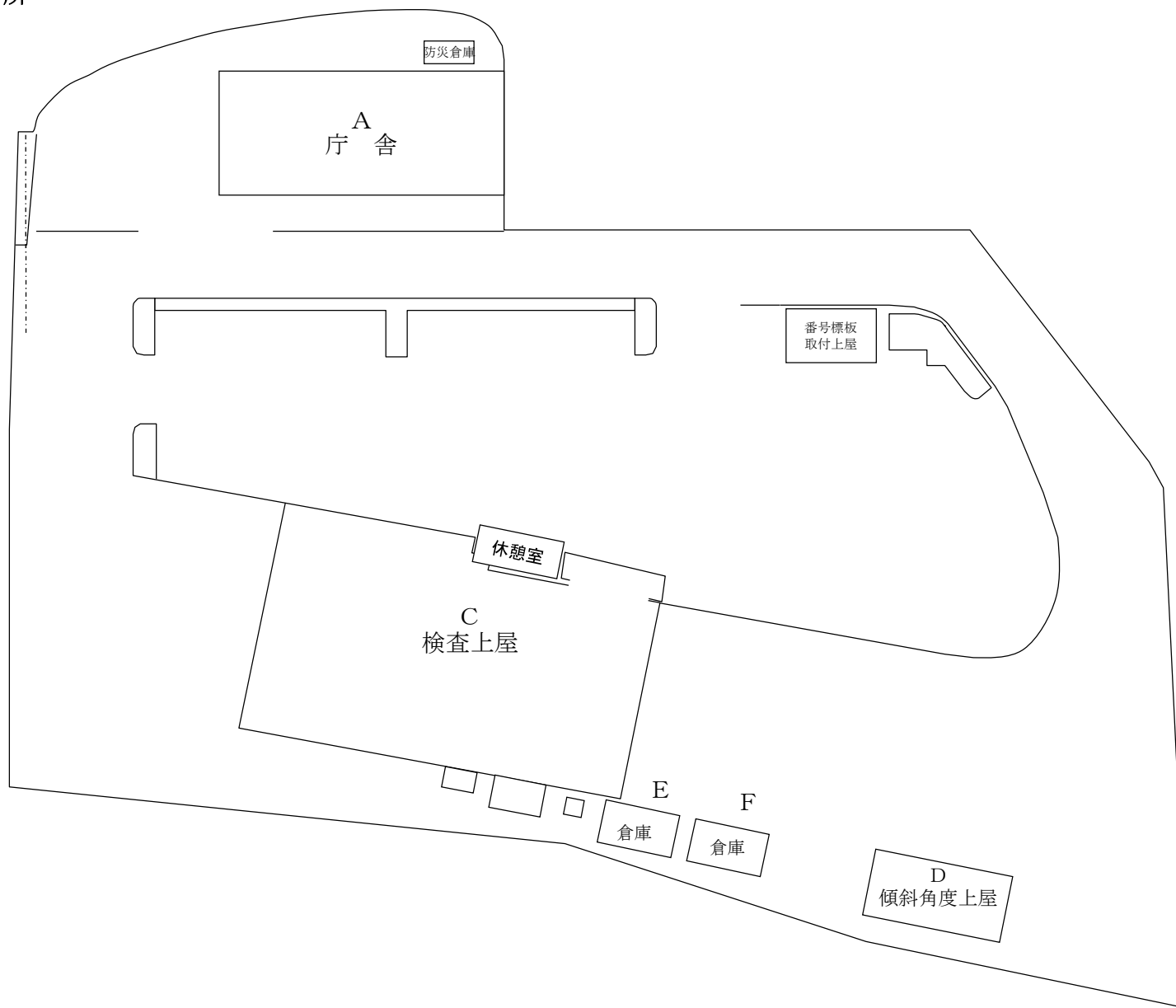


用地及び建物配置図（令和5年7月～令和10年3月31日）

浜松自動車検査登録事務所

警備対象建物

- A 庁舎
- C 検査上屋・休憩室
- D 傾斜角度上屋
- E 倉庫
- F 倉庫

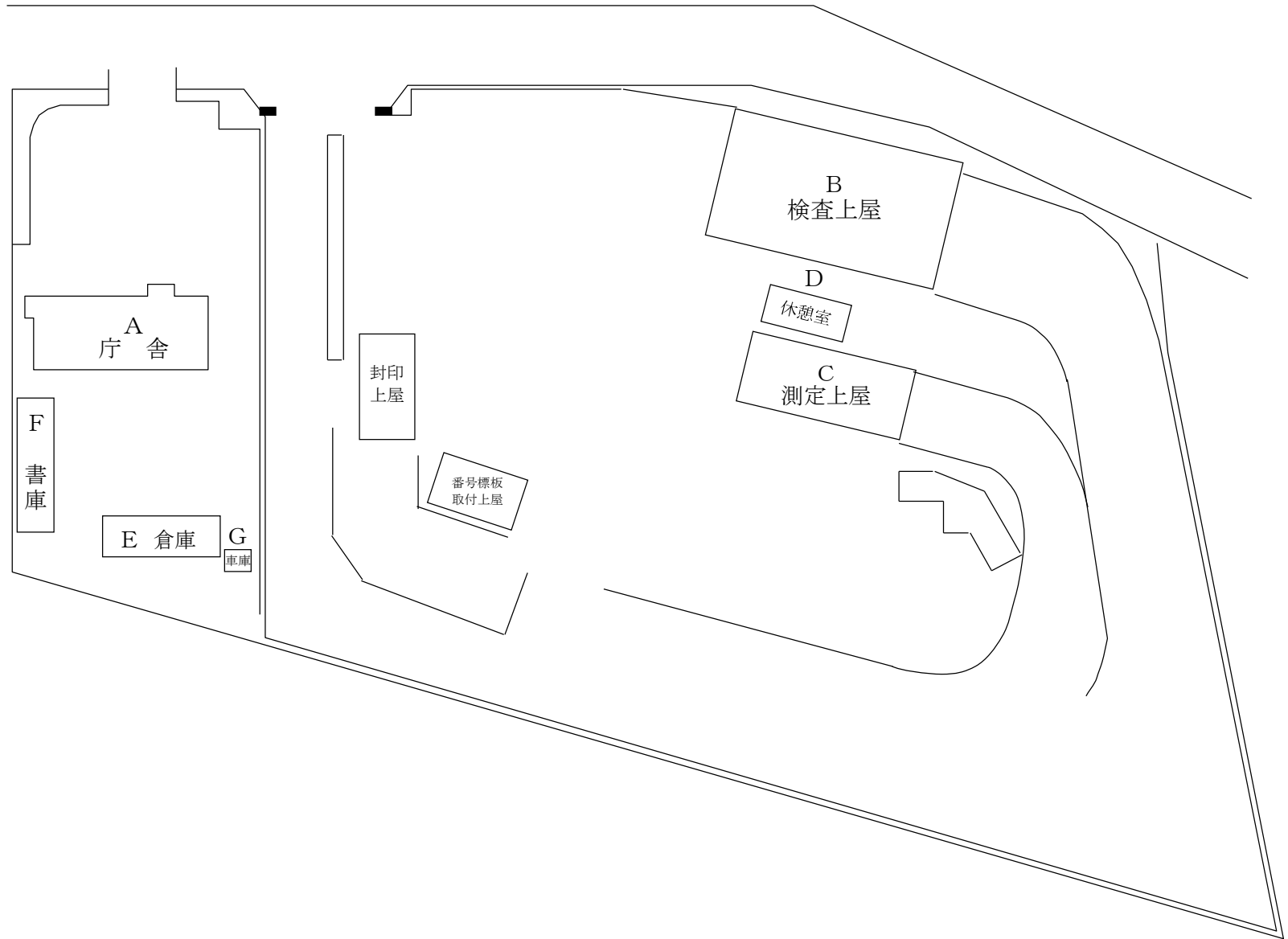


# 用地及び建物配置図

## 岐阜運輸支局

### 警備対象建物

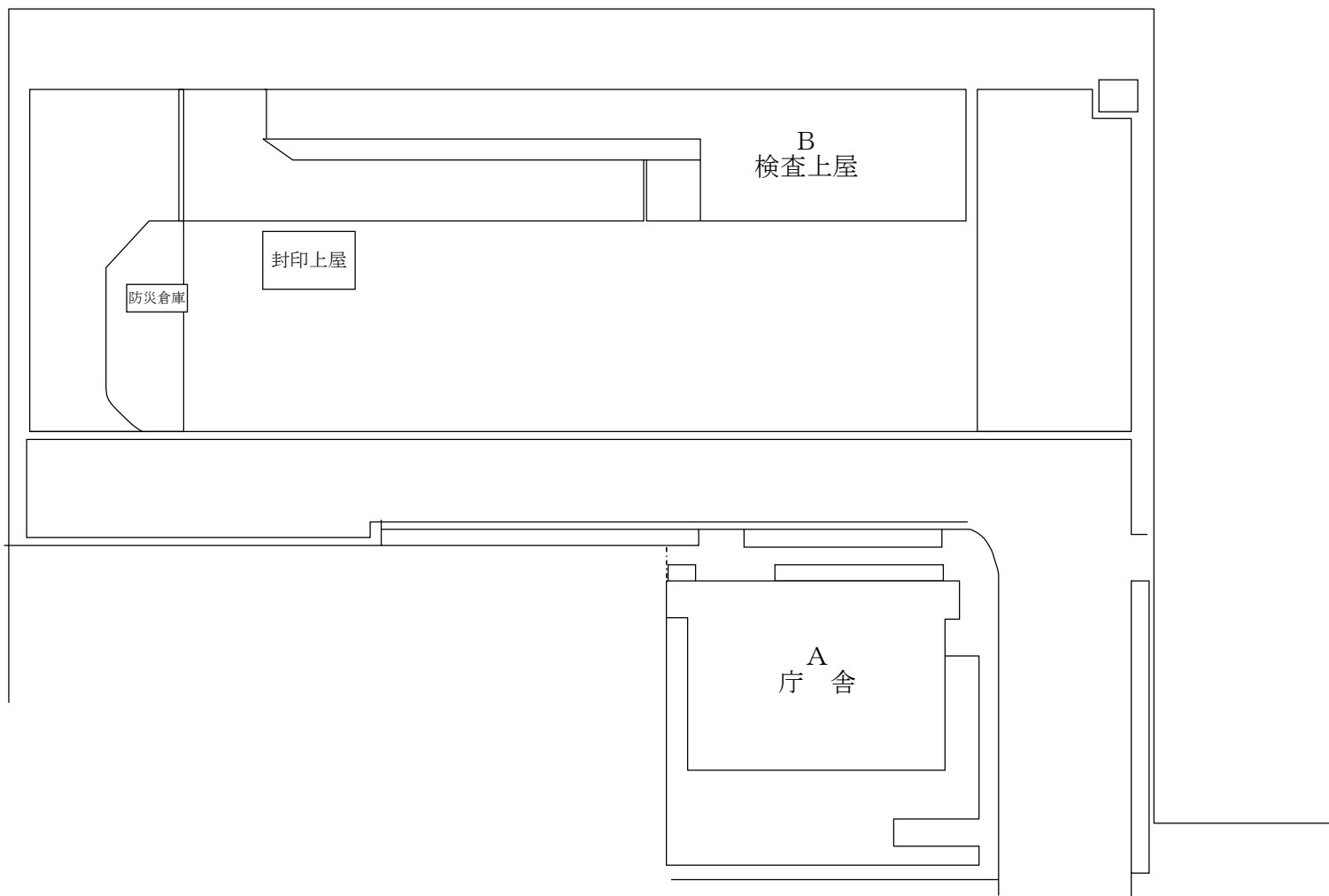
- A 庁舎
- B 検査上屋
- C 測定上屋
- D 休憩室
- E 倉庫
- F 書庫
- G 車庫



用地及び建物配置図

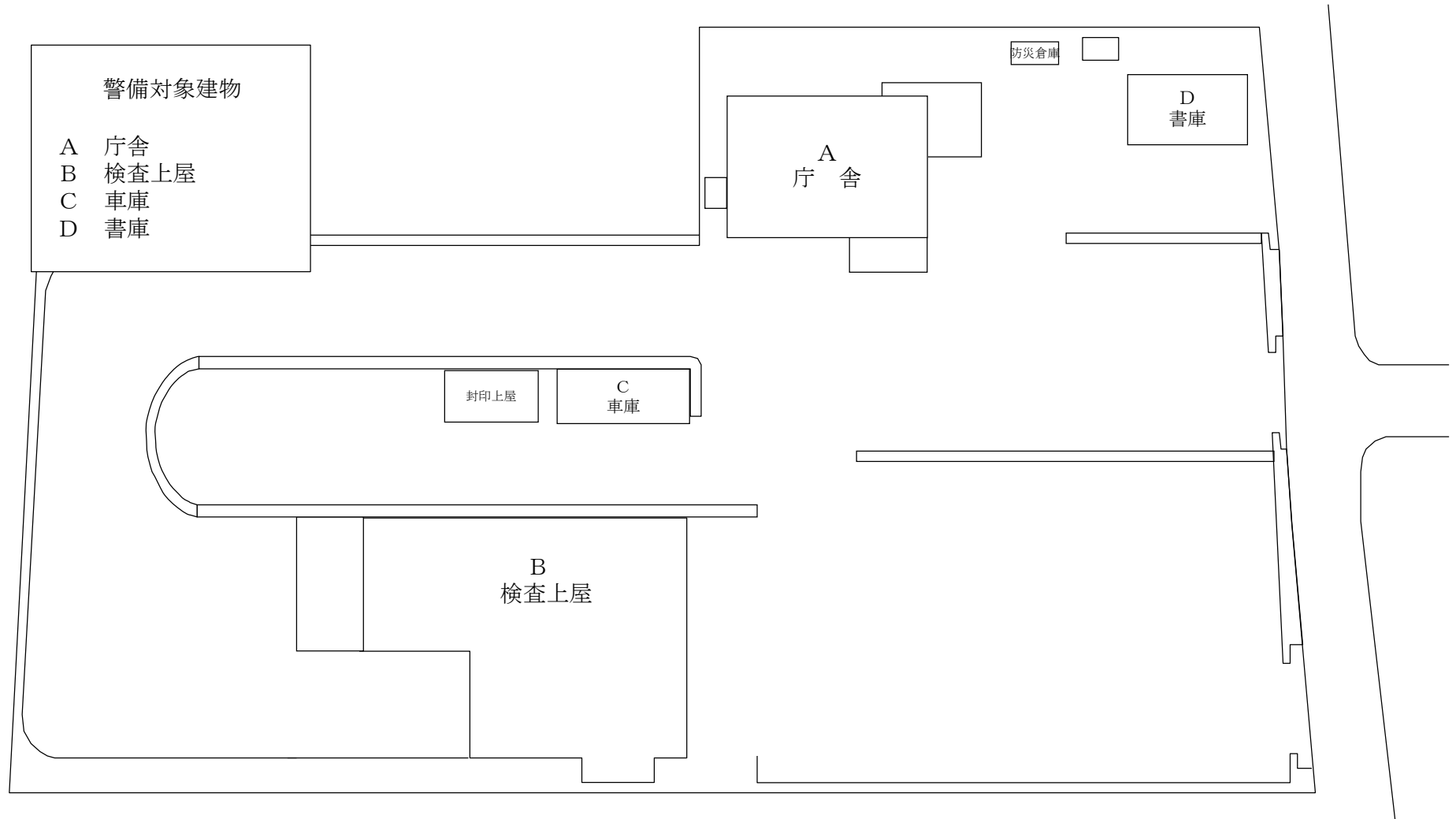
飛騨自動車検査登録事務所

- 警備対象建物
- A 庁舎
  - B 検査上屋



# 用地及び建物配置図

## 三重運輸支局



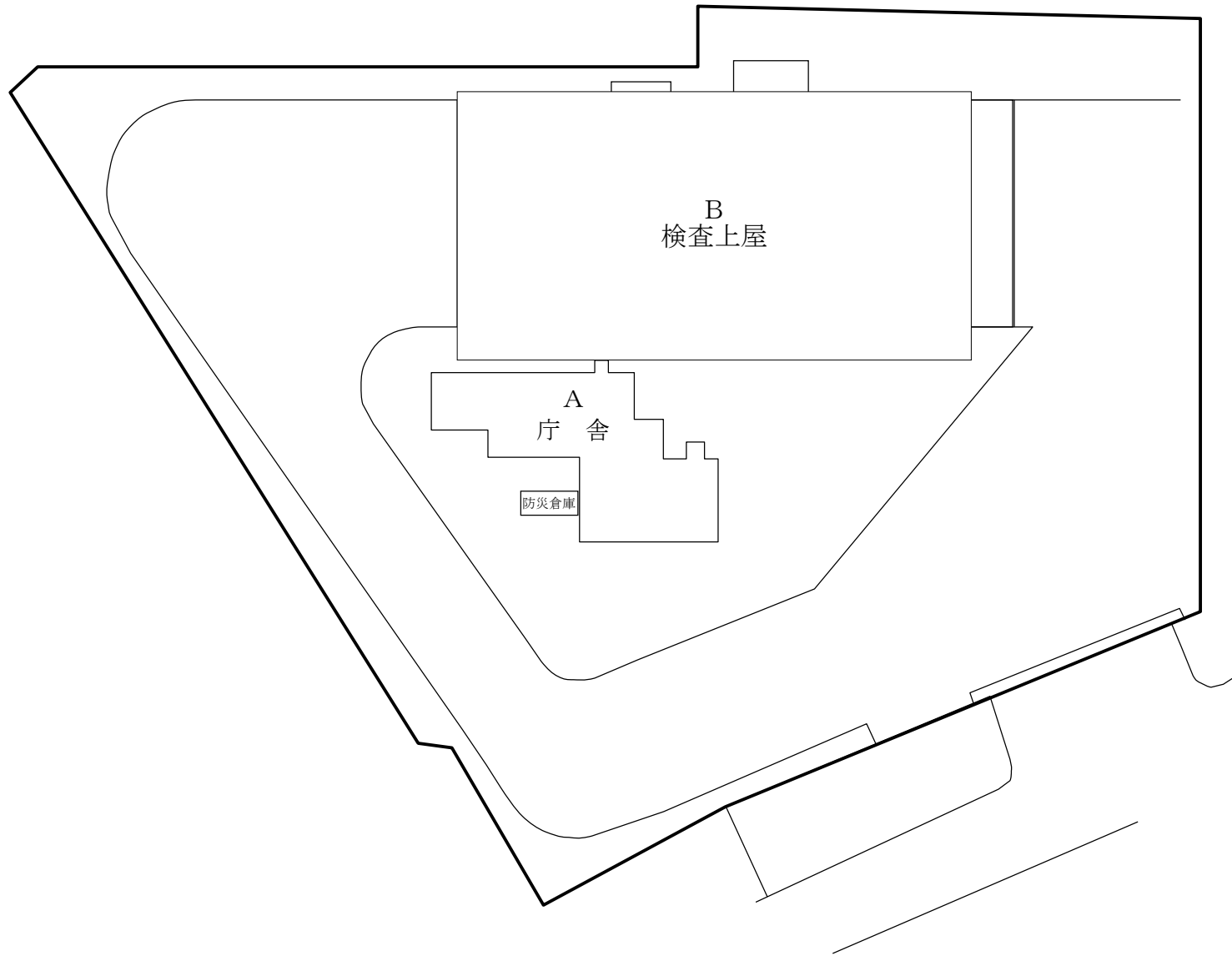
# 用地及び建物配置図

## 四日市自動車検査場

警備対象建物

A 庁舎

B 検査上屋



# 用地及び建物配置図

## 福井運輸支局

### 警備対象建物

- A 庁舎
- B 検査上屋
- C 休憩室
- D 倉庫
- E 倉庫

